

第1回西和賀町議会臨時会

令和元年5月9日（木）

午前10時00分 開 議

事務局長 本日は、大変ご苦勞さまです。しばらくの間会議を進行させていただきます議会事務局長の泉川道浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議に先立ちまして、細井町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長 おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの町議会議員選挙におきまして当選されました12名の議員皆様には、心からお喜びを申し上げます。

そして、さらなる町勢発展のために健康に留意されながらますますのご活躍をご期待申し上げます。全国的にも意志を持って地方の政治行政に挑戦される方が少ない中、皆様方の英断に敬意を表したいと思います。

各地で進む人口減少、少子化、高齢社会、県内におけるそのトップランナーである本町の行政執行のあり方は、課題と難しさが伴います。この時代の難局を乗り越えていくためには、議会議員の皆様と行政当局の相互理解の上に築き上げる時代の変化に適応した柔軟な思考と決断が求められると思慮いたします。私初め、町行政当局も全力で諸課題に取り組みますので、お互いが切磋琢磨し、地域住民の期待に応えるまちづくりができますよう議員皆様方のご指導とご協力をお願い申し上げ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 次に、当局側の紹介を高橋副町長からお願いいたします。

副町長 おはようございます。それでは、私のほ

うから職員を紹介させていただきます。

初めに、町長の細井洋行でございます。

町長 細井です。よろしくお願いいたします。

副町長 町長部局ですが、会計管理者兼税務課長、加藤真喜子。

会計管理者兼税務課長 加藤です。よろしくお願いいたします。

副町長 総務課長、高橋三智昭。

総務課長 高橋です。よろしくお願いいたします。

副町長 企画課長、吉田博樹。

企画課長 吉田です。よろしくお願いいたします。

副町長 ふるさと振興課長、真壁一男。

ふるさと振興課長 真壁です。よろしくお願いいたします。

副町長 観光商工課長、佐藤太郎。

観光商工課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

副町長 町民課長、小松重貴。

町民課長 小松です。よろしくお願いいたします。

副町長 農業振興課長、農業委員会事務局長、宇都宮清美。

農業振興課長 宇都宮です。よろしくお願いいたします。

副町長 6次産業推進監、菊池輝昌。

6次産業推進監 菊池でございます。よろしくお願いいたします。

副町長 林業振興課長、根岸由佳。

林業振興課長 根岸です。よろしくお願いいたします。

副町長 健康福祉課長、深澤千里。

健康福祉課長 深澤です。よろしくお願いいたします。

副町長 保健師長兼健康づくり推進監、廣田里美。

保健師長兼健康づくり推進監 廣田です。よろしくお願いいたします。

副町長 建設課長、高鷹仁。

建設課長 高鷹です。よろしくどうぞお願いします。

副町長 上下水道課長、小林英介。

上下水道課長 小林と申します。どうぞよろしくお願いします。

副町長 病院事務長、高橋光世。

病院事務長 よろしくをお願いします。

副町長 議会事務局長兼監査委員事務局長、泉川道浩。

事務局長 泉川です。よろしくお願いします。

副町長 あわせて職員を紹介します。主査、藤島和。

事務局主査 藤島です。よろしくお願いします。

副町長 主任、内記孝洋。

事務局主任 内記です。よろしくお願いします。

副町長 次に、教育委員会部局を紹介させていただきます。

教育長、佐藤敦士。

教育長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

副町長 学務課長、照井哲。

学務課長 照井です。よろしくお願いいたします。

副町長 生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里美。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 柳沢です。よろしくお願いします。

副町長 なお、女性が住みよいまちづくり推進監の業務につきましては、町長部局の所管となります。

最後に、副町長の高橋一夫です。

以上のメンバーで令和元年度の行政を執行させてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 以上で紹介を終わります。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中では、早川久衛議員が年長議員となりますので、ご紹介申し上げます。

早川久衛議員、議長席にご着席願います。

(臨時議長 早川久衛君議長席に着席)

臨時議長 ただいまご紹介いただきました早川久衛でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

ここで議員各位から自己紹介をお願いします。ただいま皆さんが着席になっている1番の席から順に住所、氏名、職業を紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1番、高橋輝彦君、お願いします。高橋輝彦君 おはようございます。高橋輝彦でございます。住所は、西和賀町大杓36の23の3、会社員でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長 2番、お願いします。

北村嗣雄君 皆様、おはようございます。北村嗣雄と申します。住まいは貝沢です。微力ながら頑張ります。よろしくお願いします。

臨時議長 3番、お願いします。

深澤重勝君 おはようございます。深澤重勝です。住所は、西和賀町沢内字川舟38の102の2、自営業を営んでおります。よろしくお願いします。

臨時議長 4番、お願いします。

柳沢安雄君 湯本地区でございます。湯本地区の柳沢と申します。職業のほうは商業でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

臨時議長 5番、お願いします。

高橋宏君 弁天の高橋宏です。農業をやっております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 6番、お願いします。

刈田敏君 西和賀町沢内字新町9地割20番地の1、刈田敏です。会社員。よろしくお願いいたします。

臨時議長 7番、お願いします。

高橋和子君 長瀬野の高橋和子と申します。日本

共産党に所属しておりまして、政党役員をして
おります。よろしくお願いいたします。

臨時議長 8番、お願いします。

淀川豊君 おはようございます。川尻の淀川豊と
申します。職業は、会社員をしております。よ
ろしくお願いいたします。

臨時議長 9番、お願いします。

高橋到君 高橋到といいます。湯田出身です。農
業をしております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 10番、お願いします。

高橋雅一君 西和賀町沢内字大野6の22の1、高
橋雅一と申します。職業は農業でございます。
よろしくお願いいたします。

臨時議長 11番、お願いします。

柿澤繁俊君 鍵飯15の25、柿澤繁俊です。農業を
しております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 以上で皆さんのご紹介終わりますけれ
ども、最後に私のほうから申し上げます。

私、西和賀町中村の早川久衛であります。職
業は農業をやっております。よろしくお願いいたします。

以上で自己紹介を終わらせていただきます。

ただいまから第1回西和賀町議会臨時会を開
会します。

出席議員は全員であります。会議は成立をし
ております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの議席の席順であります。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条
第2項の規定により、立会人に1番、高橋輝彦
君、2番、北村嗣雄君をお願いをします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名
であります。

(投票用紙配付)

臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 漏れがないと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 異状なしと認めます。

投票上の注意を申し上げます。選挙は、公職
選挙法に準じて行います。他事記載は無効、敬
称はこれを有効と認めます。白紙は無効となり
ます。同点の場合は、抽せんによって決します。
以上の点に注意され、記載の上、投票をしてい
ただきたいと思います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議
席番号、氏名を読み上げますので、順番に投票
願います。

なお、円滑に投票が行われるよう、議員は時
計回りに移動を願います。

(事務局長氏名を点呼・投票)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋輝彦君、北村嗣雄君、
開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

臨時議長 開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効はありま
せん。有効投票のうち高橋雅一君6票、深澤重
勝君5票、高橋和子君1票であります。以上の
とおりであります。この選挙の法定得票数は3
票となっております。したがって、高橋雅一君
が議長に当選されました。

議場の出入り口を開いてください。

(議場開鎖)

臨時議長 ただいま議長に当選された高橋雅一君

が議場におられます。会議規則第33条2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

高橋雅一君に当選承諾の挨拶を求めます。

議長 高橋雅一でございます。ただいまは、皆様からご支持をいただき、西和賀町議会の議長となることになりました。大変身の引き締まる思いがしております。ここは、言論の府と言われる議場でございます。この議場から町民にとっての重要かつ建設的な意見交換を多く重ね、西和賀町の将来を希望のあるものに切り開いていかなければなりません。町長を初め、当局の皆さん、そして議員の皆様方、何とぞご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

臨時議長 ただいまの挨拶をもって当選承諾と認めます。

以上で臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と議長席を交代いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時36分 再 開

(臨時議長と議長交代)

議長 休憩を解き、会議を再開します。

これより議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席の指定については、これより抽せんをもって行います。事務局職員が議席1番から回りますので、自席において抽せん棒を引いてください。

なお、慣例により議長席は末番であります12番とし、また後ほど選挙されます副議長は11番ということにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議席の指定については、そのように決定いたしました。

したがいまして、抽せんにより11番席となられた方は、副議長になられた方と議席を交換していただきます。

ただいまより抽せんを行います。

(抽せん)

議長 抽せんが終わりましたので、事務局長から報告させます。

事務局長 それでは、私のほうから議席の報告をさせていただきます。

1番、刈田敏議員。

2番、柿澤繁俊議員。

3番、柳沢安雄議員。

4番、高橋和子議員。

5番、高橋到議員。

6番、高橋輝彦議員。

7番、深澤重勝議員。

8番、高橋宏議員。

9番、早川久衛議員。

10番、淀川豊議員。

11番、北村嗣雄議員。

以上であります。

議長 本職は、12番とします。

それぞれただいま報告したとおり指定いたします。直ちに本議席に移動願います。

その間、10時55分まで休憩といたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時55分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、刈田敏君、2番、柿澤繁俊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日限りに決定しました。

続いて、日程第 4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、刈田敏君及び2番、柿澤繁俊君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配付)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 異状なしと認めます。

投票上の注意を申し上げます。選挙は、公職選挙法に準じて行います。他事記載は無効、敬称はこれを有効と認めます。白紙は無効といたします。同点の場合は、抽せんによって決めます。以上の点に注意をされ、記載の上、投票をしていただきます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号、氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

なお、円滑に投票が行われるよう、議員は時計回りに移動を願います。

(事務局長氏名を点呼・投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声)

議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。刈田敏君、柿澤繁俊君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち柿澤繁俊君 6 票、刈田敏君 5 票、高橋和子君 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票となっております。したがって、柿澤繁俊君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長 ただいま副議長に当選された柿澤繁俊君が議場におられます。会議規則第33条2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

柿澤繁俊君に当選承諾の挨拶を求めます。

柿澤繁俊君。

副議長 ただいまは、皆さんからご承諾いただきまして副議長に就任いたしました柿澤繁俊です。議長を補佐し、円滑な議会運営ができるよう務めたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいまの挨拶をもって当選承諾と認めます。

議席の指定の際に申し上げましたが、副議長の議席は11番となりますので、柿澤繁俊議員は11番へ、11番の北村嗣雄議員は2番へ移動願います。

次に、日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

委員の選任に当たっては、西和賀町議会委員会条例第8条第1項の規定に、議長が会議に諮って指名するとありますが、指名に当たっては議員各位の希望を伺いたいと思います。ここで休憩し、議員会議室で全員協議会を開催しますので、議員各位は移動してください。町当局は、一旦退席されても結構ですが、また後ほど出席をしていただくことになります。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 13 分 休 憩

午後 1 時 50 分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、常任委員会委員の選任を

行います。委員の選任に当たっては、休憩中の
全員協議会において議員各位の希望や意見等を
伺い、次のように指名します。

指名した結果を事務局長に朗読させます。

事務局長 常任委員会委員の選任について朗読い
たします。

総務教民常任委員会、1番、刈田敏議員、3
番、柳沢安雄議員、4番、高橋和子議員、9番、
早川久衛議員、11番、柿澤繁俊議員、12番、高
橋雅一議員。

産業建設常任委員会、2番、北村嗣雄議員、
5番、高橋到議員、6番、高橋輝彦議員、7番、
深澤重勝議員、8番、高橋宏議員、10番、淀川
豊議員。

広報編集常任委員会、1番、刈田敏議員、4
番、高橋和子議員、6番、高橋輝彦議員、8番、
高橋宏議員、11番、柿澤繁俊議員。

以上です。

議長 以上、読み上げましたとおり選任するこ
とにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、
ただいま読み上げましたとおり選任することに
決定しました。

なお、本職は、総務教民常任委員会に所属す
ることになりましたが、慣例によりその職を辞
退いたします。

続いて、日程第6、議会運営委員会委員の選
任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により指名し
ます。

指名した結果を事務局長に朗読させます。

事務局長 議会運営委員会委員の選任について朗
読いたします。

2番、北村嗣雄議員、5番、高橋到議員、9
番、早川久衛議員、10番、淀川豊議員、11番、
柿澤繁俊議員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおり選任するこ
とにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任について
は、ただいま読み上げましたとおり選任するこ
とに決定します。

続いて、日程第7、委員長、副委員長の互選
結果の報告を行います。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員
長及び副委員長は委員会において互選すること
になっております。それぞれの委員会から互選
結果の報告がされております。

結果について、事務局長に朗読させます。

事務局長 委員長、副委員長の互選結果を朗読い
たします。

総務教民常任委員会、委員長、早川久衛議員、
副委員長、柿澤繁俊議員。

産業建設常任委員会、委員長、淀川豊議員、
副委員長、高橋宏議員。

広報編集常任委員会、委員長、高橋輝彦議員、
副委員長、高橋和子議員。

議会運営委員会、委員長、高橋到議員、副委
員長、北村嗣雄議員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおり報告があり
ましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、報告のとおり決定しました。

続いて、日程第8、北上地区広域行政組合議
会議員の選挙を行います。

この件については、議長、副議長の選挙と同
様であります。いかなる方法で行うかお諮り
いたします。

高橋到君。

5番 この件の選挙の方法については、指名推
選ということでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長　ただいま高橋到君から指名推選の方法を
とりたいとの動議が出され、所定の賛成を得て
成立しております。

このとおり決定することにご異議ありません
か。

(異議なしの声)

議長　全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方
法に決せされました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。
高橋到君。

5 番　北村嗣雄君、それから淀川豊君を推薦し
たいと思いますので、お諮りいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長　北上地区広域行政組合議会議員には、淀
川豊君、北村嗣雄君を推薦する旨の動議が出さ
れ、所定の賛成を得て成立しております。

採決を行います。

このとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　全員異議なしと認めます。

よって、北上地区広域行政組合議会議員は、
淀川豊君、北村嗣雄君に決定いたしました。

続いて、日程第9、北上地区消防組合議会議
員の選挙を行います。

本件についても議長、副議長の選挙と同様で
ありますが、いかなる方法で行うかお諮りいた
します。

北村嗣雄君。

2 番　本件の方法については、指名推選という
ことでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長　ただいま北村嗣雄君から指名推選の方法
をとりたいとの動議が出され、所定の賛成を得
て成立しております。

このとおり決定することにご異議ありません
か。

(異議なしの声)

議長　全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方
法に決せされました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

北村嗣雄君。

2 番　本件のこの議員には、柿澤繁俊君、それ
から高橋到君を推薦したいと思いますので、お
諮りいただきます。

(賛成の声)

議長　北上地区消防組合議会議員には、高橋到
君、柿澤繁俊君を推薦する旨の動議が出され、
所定の賛成を得て成立しております。

採決を行います。

このとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　全員異議なしと認めます。

よって、北上地区消防組合議会議員は、高橋
到君、柿澤繁俊君に決定いたしました。

続いて、日程第10、岩手中部広域行政組合議
会議員の選挙を行います。

本件についても議長、副議長の選挙と同様で
ありますが、いかなる方法で行うかお諮りいた
します。

北村嗣雄君。

2 番　本件の選挙の方法についても指名推選と
いうことでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長　ただいま北村嗣雄君から指名推選の方法
をとりたいとの動議が出され、所定の賛成を得
て成立しております。

このとおり決定することにご異議ありません
か。

(異議なしの声)

議長　全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方
法に決せされました。

どなたを推薦されるかご発言いただきます。

北村嗣雄君。

2 番 早川久衛さん、それから高橋宏君を推薦
したいと思いますので、お諮りをいただきます。

(賛成の声)

議長 岩手中部広域行政組合議会議員には、早
川久衛君、高橋宏君を推薦する旨の動議が出さ
れ、所定の賛成を得て成立しております。
採決を行います。

このとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、岩手中部広域行政組合議会議員は、
早川久衛君、高橋宏君に決定いたしました。

続いて、日程第11、岩手県後期高齢者医療広
域連合議会議員の選挙を行います。

本件についても議長、副議長の選挙と同様で
ありますが、いかなる方法で行うかお諮りいた
します。

北村嗣雄君。

2 番 本件の選挙の方法については、指名推選
ということでお諮りをいただきます。願います。

(賛成の声)

議長 ただいま北村嗣雄君から指名推選の方法
をとりたいとの動議が出され、所定の賛成を得
て成立しております。

このとおり決定することにご異議ありません
か。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方
法に決せられました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

北村嗣雄君。

2 番 高橋輝彦君を推薦したいと思います。

(賛成の声)

議長 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員
には、高橋輝彦君を推薦する旨の動議が出され、
所定の賛成を得て成立しております。

採決を行います。

このとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、岩手県後期高齢者医療広域連合議会
議員は、高橋輝彦君に決定いたしました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2 時 0 2 分 休 憩

午後 2 時 1 5 分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

本日の臨時会に出席を求めました細井町長並
びに佐藤教育長より次のとおり説明員として地
方自治法第121条の規定による説明委任をした
旨の通知があったので、これを受理しました。

その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の
職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会
計管理者兼税務課長、加藤真喜子。総務課長、
高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振
興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康
福祉課長、深澤千里。保健師長兼健康づくり推
進監、廣田里美。農業振興課長・農業委員会事
務局長、宇都宮清美。6次産業推進監、菊池輝
昌。林業振興課長、根岸由佳。観光商工課長、
佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、
小林英介。病院事務長、高橋光世。生涯学習課
長兼女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里
美。なお、農業委員会事務局長にあつては、町
長より囑託を受けた者として出席するものであ
ります。

次に、佐藤教育長より説明委任のあった者の
職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生
涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監、
柳沢里美。

以上であります。

議長 次に、日程第12、諸報告を行います。

町長より行政報告のための発言を求められて
おります。この際、これを許します。

細井町長。

町長 私のほうから行政報告を4件申し上げま

す。

最初に、除雪作業中の事故2件に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。

1件目は、本年1月8日、町道坂本下の沢線、前郷地内除雪作業中、ロータリー除雪車が後退した際、後方確認不足により駐車していた車両に接触したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。事故に伴う町の損害賠償金額は、47万2,720円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、本年1月25日、町道湯本1号線、湯本地内除雪作業中、除雪ドーザーが後退した際、周囲の注意確認不足により家屋の外壁に接触したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。事故に伴う町の損害賠償金額は、16万6,428円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、不注意、確認不足等であることから、注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、議会の議決を得た請負契約の変更について、契約金額の増減がなく、議会の議決事項とならない工期のみの変更契約を締結したので、その内容について報告いたします。

1件目は、平成30年7月5日に請負契約の締結に関し議会の議決をいただいた町道鍵沢線道路改良工事第3工区についてであります。経営体育成基盤整備事業太田、下巾地区に係る用排水路の工程について、県との協議に不測の日数を費やしたことにより、平成31年3月29日までの完成が難しいことから、工期を9月30日まで変更するもので、平成31年3月29日に請負変更契約の締結をしました。

2件目は、平成30年8月8日に請負契約の締結に関し議会の議決をいただいた町道前田線飯豊橋橋梁補修工事についてであります。補修工事内容から冬期間の施工は良好な品質を確保することが困難であること、舗装剥ぎ取り施工に伴う冬期間の通行どめや経費の増大が見込まれることから、工事を中止し、工事内容による工程の見直しについて協議を行い、工期を変更したものです。1回目の変更は、工期を3月29日まで変更し、事業の繰り越し手続を経て、2回目の変更で工期を12月27日まで変更したものです。1回目の請負変更契約は、平成31年3月13日に行い、2回目の請負変更契約は平成31年3月29日に行いました。

私から、以上行政報告4件であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第13、承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町税条例等の一部を改正する条例を平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長　税務課長。

会計管理者兼税務課長　それでは、私からご説明

申し上げます。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の一部改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき、行うものであります。

なお、新旧対照表の改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い、条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正に関係なく、内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、お許しを願いたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の一部改正は、第1条から第3条に分けて一部改正を行っております。

まず、第1条関係からご説明させていただきますと思います。第35条の7は、寄附金、税額控除について規定したものでございますが、法律改正に合わせて改正するもので、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする規定の整備をしたものでございます。

次の第138条、第159条につきましては、国民健康保険税に係る一部改正になります。今回の税制改正では、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減、判定所得の見直しを行うものでございます。

それでは、まず第138条の国民健康保険税の課税額になりますが、法律改正に合わせて改正するもので、平成30年度の税制改正においても引き上げられたところではありますが、平成31年度においても基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。なお、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は据え置きとされております。

続く、第159条の国民健康保険税の減額でございますが、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には応益分である被保険者均等割額と世帯別平等割額を7割、5割、2

割軽減する仕組みになっております。こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、昨年に引き続き今回も5割軽減と2割軽減について、その軽減判定所得を引き上げ、軽減措置の対象を拡大するものでございます。

具体的には、第2号の5割軽減の関係になりますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額が27万5,000円から28万円に引き上げられたものでございます。

続いて、第3号の2割軽減の関係になりますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額が50万円から51万円に引き上げられたものでございます。

次に、附則の改正について説明させていただきます。附則第7条の3の2でございますが、個人町民税における住宅借入金特別控除に係る特別特定所得をした場合の控除期間の拡充と、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止するものでございます。

続く、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例について規定したのですが、第35条の7の改正に伴う所要の規定の整備を行ったものでございます。

続く、附則第9条は、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等について規定したのですが、法律改正に合わせて改正をするもので、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備でございます。

続く、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定するとともに、法律改正により適用条項のずれを改めたものでございます。

続く、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したのですが、こちらは法規定の新設に合わせて新設するもので、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋

に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものです。法規定の新設や政令改正等に合わせて改正を行ったことから、条例の項ずれによる改正でございます。

続く、附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について規定したのですが、法律改正に合わせて軽自動車税のグリーン化特例について、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除することについて改正を行ったものでございます。

続く、附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したのですが、法律改正に合わせて、附則第16条の改正に伴い、規定の整備をするものです。

続く、附則第29条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、規定の整備をしたものです。

続いて、第2条関係は、西和賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正前の規定は、平成28年3月において一部改正を行ったものでございますが、今回の税制改正により整合性を図るため、所要の整備を行ったものでございます。

続いて、第3条関係は、西和賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正前の規定は、平成30年3月において一部改正を行ったものでございますが、今回の税制改正により整合性を図るため、所要の整備を行ったものでございます。

次に、改め文の5ページをごらんいただきます。附則第1条の施行期日は、平成31年4月1日となっておりますが、第1条中、西和賀町税条例第35条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定につきましては、平成31年6月1日から施行することになっております。このほか、第2条で町民税、

第3条で固定資産税、第4条で軽自動車税、第5条で国民健康保険税についてそれぞれ経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

4番、高橋和子君。

4番 今ご説明いただきましたうちで、国民健康保険の課税上限ですか、これの昨年も上げて、また31年もということですが、結構金額が大きいのですが、この点についてどういうご説明を受けていらっしゃるのかお伺いしたいです。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 今回の改正を行うことによりまして、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になるということと捉えております。

議長 高橋和子君。

4番 もうちょっと具体的にご説明お願いしたいのですが、例えばそういった中間層の高額な納税に対する配慮がこの増税によってできるということでしょうか、そういった世帯は例えば西和賀町ではどれぐらいの世帯になるのか、どういうふうに把握されているのかをお伺いしたいです。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 世帯数に関しましてですが、まず3号の2割軽減に関係する世帯数ですが、30年度当初の軽減状況ということで数値を押さえている分をお知らせしたいと思います。7割、5割軽減する世帯は181件、2割軽減する世帯は90件、軽減対象になる件数ということで捉えておりますし、被保険者数で捉えますと5割軽減の件数は300件、2割軽減の被保険者数は166件と捉えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長　これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第14、承認第2号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長　ただいま上程になりました承認第2号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表をごらんください。第2条中、「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、改正分の附則において、この条例の施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長　討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第2号　専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第15、承認第3号　専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長　ただいま上程になりました承認第3号　平成30年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に係る決算見込み額の変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1 ページをごらんください。第 1 条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,817万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,237万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第 2 条、地方債の補正については、6 ページ、第 2 表、地方債補正のとおり、普通河川大八郎川河川改修事業ほか 6 事業について、事業完了等に伴い、それぞれ借入限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。13 ページをごらんください。2 款 1 項 5 目財産管理費、25 節積立金の増額でございます。地方交付税や各種交付金の確定に伴い、歳入歳出の調整を行うため財政調整基金に4,110万8,000円、減債基金に1,000万円、ふるさと納税の実績に基づき、がんばる西和賀応援基金に1,018万9,000円、西和賀高等学校魅力化支援基金に2,000万円を積み立てるために増額するものでございます。

6 目企画費1,400万2,000円の減額は、ふるさと納税の年度内の実績が確定したことに伴い、特定費用として見込んでいた費用を減額し、あわせて財源の調整を行ったものです。

14 ページの 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費1,000万円の減額は、医師養成事業貸付金の確定によるものです。

15 ページの 9 款 1 項 2 目常備消防費811万7,000円の減額は、北上地区消防組合分賦金の確定によるものです。

10 款 1 項 2 目事務局費100万円の減額につき

ましては、西和賀高校魅力化支援事業の事業完了によるものです。

次に、10 ページからの歳入でございます。2 款地方譲与税から15 款の県支出金の増減額につきましては、交付金、負担金の額の確定によるものでございます。

17 款一般寄附金については、ふるさと納税の実績に基づくものでございます。

18 款 1 項基金繰入金につきましては、歳出の充当事業確定に伴い、基金繰入金を調整するものでございます。

また、2 項他会計繰入金につきましても財源調整に伴い、温泉事業特別会計からの繰入金を調整するものでございます。

21 款町債につきましては、第 2 表、地方債補正に合わせ、町道舗装改良事業ほか 6 事業の財源調整を行ったものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10 番 30 年度の予算の補正ということの専決処分の承認事項であります。歳出の財産管理費の中で西和賀高校魅力化支援基金積立金が2,000万ということで、交付税等の確定で調整のために基金繰り入れをしたということでご説明を課長からいただきましたが、この西高の魅力化支援基金についてちょっと確認であります。積み立てをしてはだめだということを言うつもりはありませんが、積み立てをするに当たっての例えばルールとか目安とか、幾らでも例えば年度末で交付金が余れば、その魅力化基金のほうにできるだけ積み増していく方針なのか、例えばこの2,000万について今後事業の予定であるとか、そういうような目安を持って基金を積み立てているのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 魅力化基金についてお答えしたいと思います。

参考までにですけれども、平成30年度末の今2,000万積み立てたことによって3,600万ほどの基金の積立額となります。ただし、この後31年度予算でも890万ほど予算化しておりますので、実質は2,700万ほどとなっております。今年間で大体900万程度ぐらい魅力化事業に基金を充当させていただいているところです。当初5,000万ということで積み立てをして、その後、まず取り崩しをさせていただいて、現在に至っている形ですけれども、今後魅力化事業続いていくことになります。そういった部分、安定したと言ったらなんですけれども、事業展開を図っていくためにも基金は必要ですので、財政サイドと相談しながら今後続いていく部分、見通した形で対応できるような基金運用となろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することについて賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第16、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号

平成30年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、特定地域生活排水処理施設整備事業費に関し、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,093万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,343万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、4ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり浄化槽市町村整備推進事業の翌年度へ繰り越して使用することができる金額を1,054万円減額し、ゼロに変更するものです。

第3条、地方債の補正については、5ページ、第3表、地方債補正のとおり特定地域生活排水処理施設整備事業費に充てるための下水道事業債の借り入れ限度額を840万円減額し、870万円に変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。

今回の補正予算は、特定地域生活排水処理施設整備事業費に関し、歳入歳出予算の調整を行

うものです。当該事業については、公共下水道及び農業集落排水の処理区域外を対象とし、循環型社会形成推進計画に基づき、毎年10基の浄化槽設置を推進することとしております。平成30年度実績では、6基の浄化槽を設置済みで、残りの4基分については翌年度に繰り越して実施する予定でありましたが、平成30年度に補助要綱の改正があり、6基の浄化槽設置実績で補助対象要件を満たすことが明らかになったため、次年度に繰り越しする予定であった4基分の工事費及びその財源となる国県補助金、町債を減額するものです。

初めに、歳出からご説明いたします。9ページをごらんください。1款2項2目合併処理浄化槽管理費については、県支出金の減額に伴い、下水道事業基金積立金を62万5,000円減額するものです。

続いて、1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費については、合併処理浄化槽設置工事費を1,031万4,000円減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、8ページをごらんください。1款1項2目浄化槽事業受益者分担金現年度分44万2,000円、3款国庫支出金147万2,000円、4款県支出金62万5,000円、9款1項2目浄化総事業債840万円をそれぞれ減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度西和賀町下水道事業特

別会計補正予算（第5号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第17、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 平成30年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、一般会計の事業財源として温泉開発整備基金から繰り入れ充当を行う予定でありましたが、他の財源を充てたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ639万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,886万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、最初に歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。1款1項1目温泉施設管理費、28節繰出金、一般会計繰出金639万9,000円は、一般会計7款1項3目観光費の観光費臨時事業において支出した温泉開発事業費補助金に充当する予定でしたが、企業版ふるさ

と納税を充てることとなったことにより減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。3款2項1目基金繰入金、1節温泉開発整備基金繰入金639万9,000円の減額は、歳出に対応して減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成30年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第18、同意第1号 西和賀町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩をします。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時04分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号

西和賀町監査委員の選任に関し同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

西和賀町監査委員の選任に関し、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、児玉正彦、生年月日、

、歳、住所、。

児玉氏は、議会の議員から選任された監査委員として平成19年5月2日から平成23年4月30日までの4年間、平成27年5月8日から平成31年4月30日までの4年間、通算で2期8年を務めていただきました。これまでの監査委員としての経験、知識を生かしていただきたく、児玉氏に監査委員をお願いするものであります。

児玉氏には、監査委員としての立場で町勢の発展に寄与いただくことを期待するところであります。

任期は、令和元年5月9日から令和5年5月8日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第19、休会中における正副議長の行動並びに広報編集常任委員会及び議会運営委員会の開催についてを議題とします。

初議会でありますので、この際申し上げて承認を得たいと思います。正副議長は、議会の会期中以外にも各種の会議や行事への出席要請があり、その都度議会の承認を得ることは難しい状況にあります。また、広報編集常任委員会は、会期中以外にも編集委員会を開催することになり、議会運営委員会は議会を開く前に会期の検討などが必要となることから、この際、その都度の承認を得ることなしに、正副議長の行動並びに広報編集常任委員会及び議会運営委員会の開催を承認することの議決をしておきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本臨時会の全ての日程を終了いたしました。

これをもって第1回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉 会